



本土里ネット河東

河東土地改良区

トップページ

団体情報

組合員のみなさまへ

広報誌

お問い合わせ



更新情報・お知らせ

2022/03/01

お知らせ

ホームページを開設しました。

『河東土地改良区ホームページ』を開設いたしました。今後は組合員の皆様にご利用いただき、組合員以外の皆様にも本土地改良区をアピールできるように様々な情報を掲載していく予定であります。また、各種申請書や届出書のダウンロードや広報誌の確認をすることができます。多くの方々にこのホームページをご利用いただければ幸いです。

更新情報・お知らせ一覧

河東土地改良区

河東土地改良区

〒382-0047

長野県須坂市大字幸高425-1

TEL: 026-245-0890

FAX: 026-248-1784

MAIL:

kato-midorinet.ttlz@snow.ocn.ne.jp

スマホでも

ご覧いただけます。



## 河東土地改良区ホームページを開設しました！

組合員の皆様に活用していただき、組合員以外の皆様にも本土地改良区をアピールできるように様々な情報を掲載していく予定であります。また、各種申請書、届出のダウンロード広報誌を確認することができます。

## Contents もくじ

- 理事長挨拶・退任監事あいさつ……………(2)
- 維持管理費・更新費の改定について……………(3)
- 令和2年度第122回臨時総代会・財務報告…(4)(5)
- 令和3年度第123回通常総代会・予算……………(6)
- 監事就任・新規採用職員・水質検査……………(7)
- 組合員の皆様へ……………(8)

〒382-0047

長野県須坂市大字幸高425-1

TEL: 026-245-0890

FAX: 026-248-1784

URL: <https://midorinet-kato.org/>



発行: 河東土地改良区

編集: 理事長 米沢一美

印刷: 佐藤印刷株式会社

E-mail [kato-midorinet.sakai@snow.ocn.ne.jp](mailto:kato-midorinet.sakai@snow.ocn.ne.jp)



## ご挨拶

理事長 米 沢 一 美

「広報 河東土地改良区」第108号  
発行にあたり、ご挨拶申し上げます。

この度の新型コロナウイルスの影響により、様々な困難が生じているすべての皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、医療従事者をはじめ最前線でご尽力されている方々に改めて深く感謝申し上げます。また、組合員の皆様には日頃土地改良区の運営につきましてご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今日、農業農村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化などの構造的な課題に加え、食料自給率の低下や耕作放棄地の増加など「食料安全保障の確立」は農業農村の新たな課題であります。

河東土地改良区は、これらを踏まえ、綿内揚水機場をはじめ、各地区に設置された土地改良施設は大切な財産でありますので、適切な維持管理に努め、次世代に継承していきたいと思っております。

組合員の皆様には、農業用水の適切な利用にご協力をお願い申し上げますとともに、土地改良区の管

理運営の主要な財源は、皆様の賦課金によって運営されておりますので、納期内に納入の程、よろしくお願ひします。

また、本土地改良区の事業をより多くの皆様にご理解いただくため、「河東土地改良区ホームページ」を開設いたしました。今後は、組合員の皆様に活用いただき、組合員以外の皆様にも本土地改良区をアピールできるように様々な情報を掲載していく予定であります。多くの方々にこのホームページをご利用いただければ幸いです。

最後に、本年度より複式簿記への移行（土地改良法の改定による）に伴い、定款、規約、諸規定を見直し、施設等の更新費用の積立を計画的に行い、且つ施設の更新が適期適切に実施される、そのような土地改良区の運営に寄与できますように、また透明性の向上と組合員等への説明責任を果たすことができますよう、役職員一体となって努力を重ねて参りますので、組合員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

## 第21期 監事任期満了

### 監事退任のあいさつ

私こと、令和4年4月3日任期満了により、河東土地改良区監事を退任しました。平成30年4月4日に就任し、1期務めさせていただきました。この間、役職員をはじめ組合員の皆様に大変お世話になったことをこの場を借りて深く感謝申し上げます。私にとって貴重な体験となりました。土地改良法改正により、令和4年度から複式簿記が導入され、土地改良区はこれまで以上に、運営の透明性と組合員への説明責任が求められます。持続可能な土地改良区にするため役職員の皆様、後任の監事の皆様よろしくお願ひ致します。最後に、先人の偉業に感謝し、組合員各位のご多幸、ご健勝を祈念申し上げ退任のご挨拶といたします。

前代表監事 安 藤 和 人

#### 今回退任される監事

綿内地区 安 藤 和 人

豊洲地区 川 口 恭 司

井上地区 穂 刈 和 好



## 維持管理費・更新費を改定します

令和4年度から、複式簿記への移行（土地改良法改定による）に伴い、地区ごとの会計を廃止します。それにより、維持管理費については賦課金額を各地区一律（施設がある地区は電気代を負担）にします。更新積立費については、積立期間を明確化することにより、賦課金額を見直ししました。

（令和4年3月22日総代会承認）

賦課基準	地 目	令和3年度	令和4年度
		10a当たり（円）	10a当たり（円）
第1区維持管理費	田	3,000	500
	畑	1,500	250
第4, 5区維持管理費	田	1,000	1,000
	畑	500	500
日野地区維持管理費	田	600	500
	畑	300	250
第8区維持管理費	田	550	500
	畑	275	250
欠下地区維持管理費	田	1,000	1,500
	畑	500	750
相之島地区維持管理費	田	500	520
	畑	250	260
第3区維持管理費	田	3,000	500
	畑	1,500	750
第12区維持管理費	田	1,800	500
	畑	900	250
第13区維持管理費	田	2,600	500
	畑	1,300	250
第14区維持管理費	田	520	500
	畑	260	250
島大橋地区維持管理費	田	2,000	500
	畑	1,000	250
第16区維持管理費	田	1,000	500
	畑	500	250
第17区・第18区維持管理費	田	1,000	500
	畑	500	250
第25区維持管理費	田	1,500	500
	畑	750	250
第26区維持管理費	田	1,000	500
	畑	500	250
綿内揚水機維持管理費	田	4,000	4,000
綿内揚水機維持管理費（南部）	田	4,200	4,000
綿内揚水機更新積立費	田	500	0
綿内揚水機更新積立費（南部）	田	520	0
綿内揚水機更新積立費	畑	166	0
綿内揚水機更新積立費（南部）	畑	166	0
八木沢沖揚水機維持管理費	田	3,500	3,500
	畑	3,500	3,500
八木沢沖揚水機更新積立費	田	1,000	250
	畑	1,000	250

# 第122回臨時総代会

※新型コロナウイルス対策により、書面議決権行使書の提出にて開催しました。

令和3年10月28日(木) 午後2時 ながの農協 須坂支所(井上店) 2階会議室

出席者：総代36名は書面議決権行使書の提出 議長・議事録署名人：3名 理事・監事：12名  
事務局：2名で開催されました。

## ＜提出議案＞

- 第1号議案 令和2年度事業報告・財産目録並びに同経費・特別会計  
(決済金・積立金・職員給与積立金) 収支決算について  
第2号議案 令和3年度補正予算について  
第3号議案 組合費の欠損処分について

提出議案すべて決議・承認されました。

## 令和2年度 財務報告

令和2年度、各会計の決算内容は次のとおりです。

### 令和2年度 一般会計収支決算書

歳入合計 103,440,243円  
歳出合計 55,751,522円  
差引 47,688,721円(令和3年度へ繰越)

歳入		単位：円		
科目	予算額	決算額	比較増△減	
1. 組合費	34,332,000	33,827,040	△504,960	
2. 財産収入	591,000	579,233	△11,767	
3. 使用料	2,340,000	2,296,170	△43,830	
4. 補助金	6,905,000	6,903,000	△2,000	
5. 交付金	5,400,000	5,400,000	0	
6. 負担金繰入金	937,000	744,480	△192,520	
7. 雑収入	4,351,000	2,237,503	△2,113,497	
8. 特別会計繰入金	2,672,000	2,663,460	△8,540	
9. 区債及び借入金	0	0	0	
10. 繰越金	48,778,000	48,789,357	11,357	
合計	106,306,000	103,440,243	△2,865,757	

歳出		単位：円		
科目	予算額	決算額	比較増△減	
1. 事務費	19,781,000	18,602,921	△1,178,079	
2. 選挙費	0	0	0	
3. 事務所費	400,000	336,689	△63,311	
4. 業務費	3,750,000	2,025,867	△1,724,133	
5. 維持管理費	39,796,000	28,221,676	△11,574,324	
6. 県営事業関係費	0	0	0	
7. 財産費	1,000,000	1,000,000	0	
8. 区債及び借入金	570,000	569,872	△128	
9. 負担金寄付金	3,560,000	2,720,752	△839,248	
10. 補助金補給金	10,000	10,000	0	
11. 諸費	3,430,000	2,263,745	△1,166,255	
12. 予備費	34,009,000	0	△34,009,000	
合計	106,306,000	55,751,522	△50,554,478	

## 令和2年度 特別会計収支決算書

## (1) 決済金特別会計決算書

歳入

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増△減
1. 決済金	117,477,000	111,485,780	△5,991,220
2. 雑収入	18,000	3,133	△14,867
3. 繰越金	27,525,000	27,547,063	22,063
合計	145,020,000	139,035,976	△5,984,024

歳出

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増△減
1. 操出金	2,672,000	2,663,460	△8,540
2. 諸費	0	0	0
3. 繰越金	142,348,000	0	△142,348,000
合計	145,020,000	2,663,460	△142,356,540

令和3年度へ繰越 136,372,516円

## (2) 積立金特別会計決算書

歳入

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増△減
1. 繰入金	0	0	0
2. 雑収入	18,000	5,527	△12,473
3. 繰越金	81,290,000	81,290,000	0
合計	81,308,000	81,295,527	△12,473

歳出

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増△減
1. 繰出金	18,000	5,527	△12,473
2. 繰越金	81,290,000	0	△81,290,000
合計	81,308,000	5,527	△81,302,473

令和3年度へ繰越 81,290,000円

## (3) 職員退職給与特別会計決算書

歳入

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増△減
1. 繰入金	1,000,000	1,000,000	0
2. 雑収入	2,000	2,034	34
3. 繰越金	22,090,000	22,090,000	0
合計	23,092,000	23,092,034	34

歳出

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増△減
1. 操出金	2,000	2,034	34
2. 予備費	23,090,000	0	△23,090,000
合計	23,092,000	2,034	△23,089,966

令和3年度へ繰越 23,090,000円

## 財産目録

(令和3年3月31日)

## 資産

項目	金額(円)
現金及び預金	46,308,971円
未収金	3,047,770円
決済金	139,033,071円
積立金	101,380,000円
農林中金出資金	60,000円
固定資産税(車庫外2件)	6,452,176円
事務所施設(水道施設外2件)	214,076円
土地(施設予備地第16区)	44,563,200円
備品	11,661,220円
資産合計	352,720,484円

## 負債

項目	金額(円)
農林漁業資金借入金	0円
利用貸付金	4,558,976円
決済金	139,033,071円
積立金	103,380,000円
負債合計	246,972,047円

# 第123回通常総代会

※新型コロナウイルス対策により、書面議決権行使書の提出にて開催しました。

令和4年3月22日(火) 午後2時 ながの農協 総合資材センター2階会議室

出席者：総代36名は書面議決権行使書の提出 議長・議事録署名人：3名 理事・監事：12名

事務局：3名で開催されました。

## ＜提出議案＞

- 第1号議案 河東土地改良区定款・規約の改定について
- 第2号議案 河東土地改良区諸規程・細則の廃止、新設について
- 第3号議案 河東土地改良区維持管理計画書（案）の変更について
- 第4号議案 令和4年度河東土地改良区施設更新積立計画（案）について
- 第5号議案 令和4年度事業計画及び土地改良事業用地の買収又は処分（案）について
- 第6号議案 令和4年度特殊地区補助事業の実施（案）について
- 第7号議案 令和4年度一時借入金（案）について
- 第8号議案 令和4年度歳計現金の預貯金先金融機関指定（案）について
- 第9号議案 令和4年度組合費賦課金及び同徴収期（案）について
- 第10号議案 令和4年度収支予算（案）について
- 第11号議案 組合費の欠損処分について
- 第12号議案 任期満了に伴う後任監事の推薦について

提出議案すべて決議・承認されました。

# 令和4年度予算

## 令和4年度 収支予算総括表

収 入		単位：円	
科 目	一 般 会 計	合 計	
1 土地改良事業収入	33,224,030	33,224,030	
2 附帯事業収入	1,910,000	1,910,000	
3 基本財産運用収入	528,000	528,000	
4 補助金等収入	1,992,000	1,992,000	
5 業務受託料収入	1,000,000	1,000,000	
6 雑収入	1,038,050	1,038,050	
7 特定資産取崩収入	6,500,000	6,500,000	
(A) 当期収入合計	46,192,080	46,192,080	
8 繰越金	54,766,876	54,766,876	
1 前年度繰越金	54,766,876	54,766,876	
(B) 収入合計	100,958,956	100,958,956	

支 出		単位：円	
科 目	一 般 会 計	合 計	
1 土地改良事業費支出	17,780,000	17,780,000	
2 一般管理費支出	31,915,000	31,915,000	
3 土地改良事業負担金支出	500,000	500,000	
4 基本財産積立支出	5,000,000	5,000,000	
5 特定資産積立支出	10,230,000	10,230,000	
6 予備費	35,533,956	35,533,956	
1 予備費	35,533,956	35,533,956	
(C) 当期支出合計	100,958,956	100,958,956	
(A) - (C) 当期収支差額	△100,958,956	△100,958,956	
(B) - (C) 次期繰越収支差額	△100,958,956	△100,958,956	

# 第22期監事就任

令和4年3月22日開催の第123回通常総代会に於いて、河東土地改良区第22期監事として選任決議されました。

※令和4年度から土地改良法改正により監事定数4名の内、員外監事を1名とする。

## 今回就任される監事

井上地区 山 岸 秀 一 (新任)

日野地区 佐 藤 善 一 (再任)

豊洲地区 上野原 龍 一 (新任)

員外監事 手 塚 耕 造 (新任)

## 新規採用職員を紹介します



入区(所)3年目、令和4年4月より当土地改良区の会計係としてお世話になります、酒井亜矢子と申します。

万能一心を常に心がけ、業務に邁進してまいります。至らぬ点ばかりの若輩者ではありますが、ご期待に添えるよう努めて参りますので、今後とも宜しく願いいたします。

## 河東土地改良区管内水質検査状況表

採取年月日 令和3年7月31日

場 所		考 察
第1地点	千曲川用水と保科川用水の合流点	COD/BOD値は、千曲川の水質に影響される為か、経年変化を見ると数値が安定しません。状態としては概ねきれいです。
第2地点	権五郎川と菱田用水の合流点	上記地点同様、大変きれいです。また、生物の生育に良好です。
第3地点	権五郎川と温湯排水の合流点	本年もBOD値は低くなっており、状態は良好です。
第4地点	権五郎川と御手洗川の合流点	水の透明度が高く、COD/BOD値が低い為、見た目でも大変きれいです。
第5地点	権五郎川相之島用水の取入れ口	水質に大きな変化はありません。
第6地点	旧百々川と八木沢川の合流点	SS値は土砂がある為、他の用水と比較して高めになることがありますが、今年は低めな数値です。他の項目は、例年同様です。
第7地点	須坂インター西側権五郎川	SS値が低くなっていますが水の透明度はよくありません。他の項目の数値は良好です。

項 目	標準値	1地点	2地点	3地点	4地点	5地点	6地点	7地点
BOD	2mg/ℓ以下	4.5	3.2	2.7	1.9	1.7	1.7	1.9
COD	6mg/ℓ以下	7.1	5.2	4.0	2.4	3.0	2.5	3.2
SS	25mg/ℓ以下	9.0	6.0	6.0	3.0	4.0	2.0	6.0

BOD(生物学的酸素要求量) 水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質は悪い。

COD(化学的酸素要求量) 水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量で示したものの。値が高いほど水質は悪い。

SS(浮遊物質) 水中に浮遊する2mm以下の不溶解性物質の総称。値が高いほど水の透明度は下がる。

## 組合員の皆様へ

組合員の資格に変更があった場合は届出が必要です！

- ◇農地の売買、又は耕作権の変更があった場合
  - ◇組合員が死亡、又は経営主体の変更があった場合
  - ◇組合員の住所を変更した場合
  - ◇地区内農地を宅地等に転用する場合  
※転用により地区除外をする場合は「決済金」の納付が必要となります。
  - ◇地目、地積に変更があった場合
  - ◇用排水路に橋を架ける場合
- 【注意】上記のような事由にて、農業委員会、法務局等への公共機関で手続きを行っても土地改良区へ届出をしなければ台帳の修正は行われません。

賦課金は期日を守って納入してください！

納入方法	振替日又は納入期日
口座振替	1回目 6月30日 2回目 11月30日
口座振替（一括納入）	6月30日
コンビニ振替	6月20日

※賦課金合計金額が10,000円以下は一括納入となります。

- 賦課金の未収納が発生した場合は、改良区役職員が一丸となって未収金の回収を行っています。
- 賦課金の滞納者に対しては、関係機関の指導の下滞納処分の手続きを行うようになります。支払の意思が確認できない場合、また分納契約が正確に履行されない場合は財産差し押さえ等の処分を行う場合があります。

水路の畦畔の確保を！

田の用水路に於いて畦畔の土はU字溝を保護するためのものです。



畦畔がある



畦畔がない